

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 22 回 総 会

令和 7 年 6 月 27 日 (金)

名護市農業委員会 第22回総会

開催日時 令和7年6月27日(金) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	◎
7番	前川 太輝	◎	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	欠
10番			11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	金城 秀康	○	18番	林 昌平	欠
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	欠
25番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記

名護市農業委員会事務局

議案

第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第134号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について

第135号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第137号 非農地証明願について

第138号 農地利用促進計画案に係る意見について

第139号 令和7年度農地利用状況調査の実施について

(開会)

局長 おはようございます。第 22 回名護市農業委員会の総会を始めさせていただきます。

議長 ただいまより、第 22 回名護市農業委員会総会を開催します。本日の出席者は 11 名中 10 名、議事録署名人は 6 番委員、7 番委員お願い致します。

(議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第 133 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月 8 件の申請となります。

整理番号 1 番 振慶名の 1 筆、地目は畑、面積が合計 1,999 m²。新規就農による有償移転となっております。従事日数は本人が 200 日。予定作物はマンゴーとなっております。マンゴーは、新しく植え付けするのではなく、すでに植え付けしており、マンゴーの苗木ごと引き継いで、営農していく形になります。

整理番号 2 番 振慶名の 2 筆、地目は畑、面積が 89 m²。譲受人について、先の 1 番と同じ方です。1 番の農地と一体利用されている農地です。

整理番号 3 番 勝山の 1 筆、地目は畑、面積が合計 794 m²。有償移転です。受け手は新規就農で従事日数は本人 180 日、妻 180 日。予定作物はシークワサーとなっております。農機具倉庫兼休憩所がありまして、譲渡人が許可なく設置しておりましたが、90 平米以下の建物で今後管理していくと届け出もいただきました。

整理番号 4 番 三原の 2 筆、地目は畑、面積が合計 4,588 m²。規模拡大による 3 条の賃借権の設定。従事者が 2 人、従事日数は本人 250 日、妻 120 日。予定作物はウコンとなっております。

整理番号 5 番 三原の 1 筆。地目は田、面積が 288 m²。親族間の無償移転。従事日数は本人 100 日、妻 50 日。予定作物はキャベツとなっております。現地は少し遊休化していますが、グアバなど農業していた後があるため受け手が農業できるよう整地していくそうです。

整理番号 6 番 運天原の 1 筆。地目は畑、面積が合計 320 m²。親族間の無償移転です。従事日数は本人 150 日。予定作物は、バナナ、グアバとなっております。

整理番号 7 番 済井出の 1 筆、地目は畑、面積が 2,401 m²。規模拡大による有償移転。従事日数は本人 150 日。予定作物がさとうきびとなっております。

整理番号 8 番 屋我の 1 筆、地目は畑、面積が合計 1,961 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 300 日。予定作物がカボチャとなっております。

3 条、今月は 8 件となります。

議長 以上、事務局から説明がありました、議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、質疑がありましたらお願いします。

議長 宜しいですか。質疑がないようなので、議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可として宜しいでしょうか。

委員 はい。

(議案第 134 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 続きまして、議案第 134 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明お願い致します。

事務局 5 条申請とまとめて説明いたします。

(議案第 135 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 続きまして、議案第 135 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆、地目が田、面積が合計 1,700 m²。転用目的が農業用施設となっております。申請地は、一部砂利が敷かれております。経緯としまして、譲渡人が平成 30 年に農地法 3 条で譲り受けた際に、元々少量の砂利が敷かれていたが、昨年の大雨の際に、赤土が周囲の農地に流出し苦情があり、その対策としてさらにバラスを敷いてしまい、現在の状態に

なっているとのこと。申請者には、始末書をつけていただいています。申請内容について、今回既存のビニールハウスに加えて、野菜のプランター、山羊小屋のコンテナと農業倉庫のコンテナと水タンクとなっております。県に確認したところ下に砂利が敷かれた状態だと農地法 3 条での取り扱いができないため農業用施設としての 4 条申請となっております。農地区分は農振農用地となっております。

整理番号 2 番 宮里 4 丁目の 1 筆、地目畑、面積が 643 m²の内 606 m²。転用目的が共同住宅。

整理番号 3 番 宮里 4 丁目の 1 筆、地目畑で、面積が 643 m²の内 37 m²。転用目的は道路。こちら 2 番と 3 番で同じ筆の申請となっておりますが、住宅の部分と道路の部分それぞれ内面積で申請しております。共同住宅は、2 階建てと駐車場 10 台分。農地区分はどちらも第 3 種農地となっております。

議長 議案第 135 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、質疑はありますか。

質疑がないようなので議案第 135 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 番から 3 番まですべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 136 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 136 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目が田、面積が 513 m²。賃借権。転用目的が車両展示場。

整理番号 2 番 為又の 1 筆、地目が田、面積が 396 m²。賃借権。転用目的が駐車場。整理番号 1 番と 2 番は譲受人が同じ法人で、申請地の北の方に修理工場と中古車販売をおこなっております、整理番号 1 番では車両展示駐車場 17 台、2 番では従業員駐車場 16 台となっております。

整理番号 1 番に関しては、すでに何台か停まっていたので、始末書付きとなっております。農地区分はどちらも第 2 種農地となっております。

整理番号3番 稲嶺の1筆、地目が田、面積が182㎡。所有権移転。転用目的が一般住宅となっております。こちら事業計画変更と同時の申請となっております。当初別荘を建てる目的で、平成27年1月に許可を受けておりましたが、物価高騰により計画を断念したものを譲受人が承継した形になります。2階建てが一棟、駐車場2台分となっております。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号4番 田井等の1筆、地目が田、面積が941㎡。所有権移転。転用目的が貸資材置き場となっております、実際に申請地を利用するのは、土木業の会社となっております、確約書をつけていただいております、また、申請地の手前の方に、コンテナがすでに設置されておりますので、始末書をつけていただいております。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号5番 中山の1筆、地目が畑、面積が4,936㎡。所有権移転。転用目的が資材置場となっております。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号6番 勝山の1筆、地目畑、面積が657㎡。所有権移転。転用目的が農用具倉庫・休憩所となっております。農地区分は農振農用地となっております。

整理番号7番 久志の1筆、地目が畑、面積が220㎡。所有権移転。転用目的が一般住宅となっております。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号8番 瀬嵩の1筆、地目が田、面積が5,054㎡の内2,524.92㎡。賃借権。転用目的が、農業用施設となっております。譲受人は、ウコンを原料に製品を加工して出荷している会社として、元々あったウコンの工場を申請地に移転する予定となっております。農地区分は農振農用地となっております。

整理番号9番 瀬嵩の1筆、地目が畑、面積が487㎡の内42.81㎡。使用賃借権。農業用施設への進入路となっております。当該申請地は、整理番号8番の工場の進入路となっております、土地が名護市の土地となっております。平成17年に市が事業で取得する際、農業委員会の方へも、転用許可不要届けの提出をしていただいている土地となっております。ただ、その後地目の変更がされていないことに加え、今回工場の進入路として使う部分

が、当初の利用とは、違う目的となりますので、県の方から新たに転用の許可が必要との回答があり今回の申請となっております。農地区分は第2種農地となっております。

議長 議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、質疑はありますか。

議長 質疑がないようなので、議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてすべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第137号 非農地証明願について)

議長 議案第137号 非農地証明願について、事務局よりお願いします。

事務局 整理番号1番 為又の1筆、地目が田、面積が317㎡。非農地の事由としまして、当該申請地は昭和35年頃までは、田んぼとして利用していた。他の土地よりも低地になっており、大雨の時は雨水が流れ込み稲作以外の作物は耕作できなかった。昭和50年以降は耕作されておらず原野化している。今後農地としての利用は困難である。現地調査で、確認したところ小川に隣接しており申請地全体が小川に向かって傾斜のある土地となっていました。調査員の意見として、可決相当となっております。

整理番号2番 為又の1筆、地目が田、面積が615㎡。非農地の事由としまして、当該申請地は昭和35年頃までは、田んぼとして利用していた。他の土地よりも低地になっており、大雨の時は雨水が流れ込み稲作以外の作物は耕作できなかった。昭和50年以降は耕作されておらず山林化している。今後農地としての利用は困難である。現地調査で、確認したところ、先ほどの農地と違い広く平坦な土地となっておりますが、まだ農地としての利用が、見込めるのではないかと考えております。現地調査委員の意見をお願いします。

調査員 当該農地は、耕作されておらず、ただ、平坦な土地のため伐採や整地をしたら、農地としての利用が可能と判断いたしました。

事務局 整理番号3番 嘉陽の1筆、地目が畑、面積が422㎡。当該申請地は南側から進入できる公道を挟んで海沿いに位置し北側に連なる山林に地積の約45%が含まれている。海風による塩害や風害がひどく耕作に適していないた

め40年以上前より農地としての利用がないとのこと。調査員の意見を願います。

調査員 申請地の平坦部分では、農地としての利用が見込めると感じました。隣接地ではバナナが栽培されており、問題なく生育していました。

事務局 整理番号4番 大東の2筆、地目が畑、面積が合計234㎡、当該申請地は、山林化した傾斜地で、約20年以上前より農地としての利用がない今後農地としての有効活用は困難である。

整理番号5番 大東の3筆、地目が畑、田、面積が合計1,335㎡。当該申請地は山林化した傾斜地で、約20年以上前より農地としての利用がない今後農地としての有効活用は困難である。

議長 議案第137号 非農地証明願いについて、質疑はありますか。

委員 2番なんですけど、袋地について、他の箇所でも袋地ということで可決されたり否決されたりして、一貫性がないように感じるが、その整合性はどうか？

事務局 3条、5条のように法的根拠がなく、判断が難しいので一貫していないようにも感じますが、これまでの判断においては、袋地であるという点ではなく、農振規制の有無、周辺土地の耕作状況や市街化の状況など将来的な農地利用の可能性を加味して判断していただいていると理解しています。今後、これまでの事例を踏まえ、判断の指針となるような資料を作成し提示いたします。

議長 議案第137号 非農地証明願いについて、2番と3番を否決として宜しいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第138号 農地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第138号 農地利用促進計画案に係る意見について、事務局より願います。

事務局 整理番号1番 屋部の1筆 地目が畑、面積が内面積で3,904㎡、存続期間が5年7ヶ月、予定作物は牧草となっております。

整理番号 2 番 振慶名の 1 筆、地目が畑、面積が 1,565 m²、存続期間が 10 年、予定作物はバナナ、マンゴー、カレーリーフとなっております。

整理番号 3 番 振慶名の 1 筆、地目が畑、面積が 1,409 m²、存続期間が 10 年、予定作物はバナナ、マンゴー、カレーリーフとなっております。

2 番と 3 番の受け人の方は、振慶名で、バナナ、マンゴーなどを栽培している認定農業者です。目標地図の担い手に登録されています。

整理番号 4 番 饒平名の 2 筆、地目が畑、面積が合計 5,080 m²、存続期間が 7 年で、予定作物はサトウキビとなっております。

議長 議案第 138 号 農地利用促進計画案に係る意見について、質疑はありますか。

委員 質疑がないようなので、議案第 138 号 農地利用促進計画案に係る意見について可として宜しいでしょうか。

異議なし

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これを持ちまして、第 22 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(仲村 正司)

仲村正司

署名委員(前川 大輝)

前川大輝

